

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	白岩 裕己
登録番号又は法人番号	05311648
所属する単位会	鳥取県行政書士会
事務所名称	行政書士鳥取リーガルオフィス
事務所所在地	鳥取県鳥取市扇町69番地 ミカドビル2F
処分年月日	令和4年10月26日
処分内容（種類）	会員権停止1年6月（令和4年10月26日から令和6年4月25日まで）
上記処分をした理由	<p>1. 被処分者は、令和元年8月頃業務依頼者（以下A）から依頼されたAの母（B）の遺産及びAの叔母（C）の遺産を相続するための書類の作成業務に関し、「Bの遺産及びCが作成した公正証書遺言によりBが相続することとされたCの遺産は、全てAが相続する」との虚偽の内容の遺産分割協議書2通を作成しBの他の法定相続人であるAの兄（D）なお、Dは、重度の知的障害により意思疎通は不可能な状態であった。）の署名を権限なく行い、偽造した。</p> <p>2. 被処分者は、Aと共謀の上、令和元年12月から翌年1月に掛けて上記1で偽造した遺産分割協議書を複数の金融機関に提出して欺罔し、約8500万円をAに得させた。</p> <p>3. 被処分者は、兼業する司法書士の職位に基づきAの代理人として令和元年12月11日及び18日に上記1で偽造した遺産分割協議書を添付書類として、B名義の不動産及びAの父名義の不動産をAに移転する登記を申請した。</p> <p>4. 上記1～3の被処分者の行為は、公正証書原本不実記載罪（刑法第157条）、私文書偽造罪（刑法第159条）、偽造私文書行使罪（刑法第161条）、詐欺罪（刑法第246条）に該当する行為であって、行政書士たるにふさわしくない重大な非行であり、本会会則第95条第1項により本会が処分を行うべき事案に該当する。</p> <p>5. 他方、被処分者は、実質的被害者であるDとの間で金銭的被害総額を上回る額を弁償し示談が成立している。又、不実の登記の抹消申請を行って回復している。加えて、綱紀委員会の調査にも真摯かつ誠実に対応し、反省の態度がみられ、不起訴となった刑事手続きや新聞報道により一定の社会的制裁を受けている。</p> <p>6. よって、これら一切の事情を斟酌し、又鳥取県知事による処分（1年5か月間の行政書士業務の停止）及び法務大臣による処分（1年6か月間の司法書士業務の停止）の量定も考慮し、上記の処分を行うものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条違反、 鳥取県行政書士会会則第95条第1項、第96条第1項（3）に基づく処分